



特殊詐欺の犯人は、
銀行員を騙り

「保険料の還付金があります。銀行協会の職員を向けますからキャッシュカードを確認してもらって下さい」

警察官を騙り

「カードの不正利用の通報を受けました。警察官がキャッシュカードを預かりに行きます」

等言い、受け子が訪問しキャッシュカードや現金をだまし取ります。

**暗証番号を電話で答えたり、
キャッシュカードを見せない!**